

お問い合わせ先

担当者	廃棄物減量推進課 担当： 山下、山本、古田				
連絡先	528-2802 内線 3640				
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	3	1 2	32	(1)	(1)

令和 6 年 7 月 1 日

販売店で回収されない小型充電式電池等を
「びん」のごみの日に同時収集します

1 小型充電式電池が原因となる火災について

小型充電式電池とは、コードレスの家電製品等に使用されている、充電して繰り返し使える電池のことで、法律によってメーカーや輸入販売事業者に自主回収、リサイクルが義務づけられています。

小型充電式電池は破損、変形、衝撃などにより発熱、発火する危険性が高く、ごみとして出す際も、適切に取り扱う必要があります。

近年、小型充電式電池を使用した小型家電製品が急速に普及し、燃やせないごみ等とともに排出されており、施設やまちなかでの収集車両の火災の原因となっています。

(小型充電式電池等が原因とみられる火災：令和 4 年度 4 回、令和 5 年度 2 回)

2 火災を防ぐための市の新たな取組

施設やごみ収集車両の火災を防ぐため、7 月より「びん」の収集日にあわせて、販売店で回収されない小型充電式電池等の回収を始めます。

3 対象とするごみ

- ①販売店で回収されない小型充電式電池
- ②小型充電式電池の取り外しが困難な小型家電製品
(ハンディファン、シェーバー、電動歯ブラシ、電子たばこ など)

4 出し方の注意点

- (1) 「びん」と「小型充電式電池等」は袋を分けて出してください。
- (2) ショート(短絡)を防ぐため金属端子部をテープなどで絶縁してください。
- (3) できるだけ電池を取り外していただき、取り外せない場合は無理せず製品ごと出してください。